

# 電子申請・届出システムによる定期報告届出方法について

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定による「動物販売業者等定期報告届出書」の提出について、従来の提出方法（窓口を持参／郵送／FAX）に加え、電子申請・届出システムによるオンラインでの届出が可能になります。

## ●届出の流れ

- ①横浜市電子申請・届出システムに新規登録またはログインしてください。
- ②「動物販売業者等定期報告の届出」手続きを選択し、画面に従い必要事項を入力、申請してください。  
※届出内容に不備等があった場合、修正を依頼する可能性があります。

## 1 電子申請・届出システム新規登録またはログイン

- (1) 初めて電子申請・届出システムを使用する方：横浜市電子申請・届出システムにアクセスし、画面右上の新規登録ボタンを選択してください。下の二次元コードからアクセスすることも可能です。

すでに電子申請・届出システムに登録済の方：ログイン後「2 定期報告届出」にお進みください。



The image shows the homepage of the Yokohama Electronic Application and Reporting System. The top navigation bar includes links for '手続一覧 (個人向け)', '手続一覧 (事業者向け)', 'ヘルプ', and 'よくあるご質問'. The 'ログイン' (Login) and '新規登録' (New Registration) buttons are circled in red. The main banner features a blue background with a white sailboat and the text '横浜市電子申請・届出システム' and 'もっと便利に。もっと簡単に。'. To the right, there is a QR code for mobile access, with the text '横浜市電子申請・届出システム' above it.

- (2) 個人・事業者どちらの登録であっても受講申し込みが可能です。ご都合に合わせて登録区分を選択してください。



- (3) 利用規約を確認し、「利用規約に同意します」にチェックを入れ、登録を開始してください。  
※登録されたメールアドレスに今後の案内が届きます。

### 【注意事項】

- 一度登録したメールアドレスを、異なる利用者情報で使用することはできません。同じメールアドレスを使用したい場合は、先に登録した利用者情報を削除した後、改めて登録してください。
- 利用者情報の削除はマイページの利用者情報の照会・変更から行えます。
- 利用者登録について、ご不明点がある場合は次のサポートセンターにお問い合わせください。

### 【サポートセンター連絡先】

TEL：050-3099-0168（平日9時～17時）

右の二次元コードから Web フォームでお問い合わせいただくことも可能です。



## 2 定期報告届出 提出期限：令和8年5月30日（土）まで

(1) 右の二次元コードからアクセスしてください。

電子申請ホーム画面の「手続き一覧」からキーワードで検索することも可能です。（検索ワード：動物販売業者等定期報告）

動物販売業者等  
定期報告の届出



(2) 届出内容を入力してください。

- ①手続きページの内容詳細を確認し、「次へ進む」を選択してください。
- ②申請先として、事業所が所在する区の福祉保健センター生活衛生課を選択し、「次へ進む」を選択してください。
- ③届出者情報及び動物取扱業登録情報を入力し、「次へ進む」を選択してください。
- ④取り扱った動物の種類を選択し、表示に従って取り扱った動物の数について入力を進めてください。

動物販売業者等定期報告の届出

取り扱った動物の種類 **必須**

犬  
 猫  
 その他哺乳類  
 鳥類  
 爬虫類

次へ進む >

「取り扱った動物の種類」を選択すると、  
選択した動物種について、  
その後の入力項目が表示されます。

動物販売業者等定期報告の届出

取り扱った動物の種類 **必須**

犬  
 猫  
 その他哺乳類  
 鳥類  
 爬虫類

(5) 年度当初に所有していた動物の合計数

令和6年4月1日に所有していた頭数を記入してください。  
※昨年度報告の(9)の数と同一であることを確認してください。  
※年度途中で登録を受けた場合には、登録を受けた時点の頭数を記入してください。

その他哺乳類 **必須**

3 頭

次へ進む >

動物販売業者等定期報告の届出

(6) 年度中に新たに所有するに至った【その他哺乳類】の月ごとの合計数

各月ごとに新たに仕入れた数（繁殖種含む）、生まれた数及び他店から移管された数等の合計頭数を記入してください。  
※年度途中で登録を受けた場合には、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記入してください。

【その他哺乳類】4月

1 頭

【その他哺乳類】5月

頭

月ごとの頭数を入力して  
いくと、年度中の合計数は  
自動計算で表示されます。

【その他哺乳類】3月

1 頭

年度中に新たに所有するに至った【その他哺乳類】の合計数

上記の合計数が表示されます（自動計算）。

4 頭

次へ進む >

保存してあとで申請する

戻る

動物販売業者等定期報告の届出

(9) 年度末に所有していた動物の合計数

令和7年3月31日時点で所有していた頭数が算出されます（自動計算）。  
実際の頭数と異なる場合は(6)から(8)の数値に誤りがないか再度確認して修正してください。  
この数が来年度の定期報告届出書の(5)の数になります。

その他哺乳類

5 頭

年度末に所有していた合計数は  
自動計算で表示されます。

入力途中で一時保存したい場合は、「保存してあとで申請する」を選択します。  
マイページの「保存手続き一覧」から再開することができます（保存期限：1か月）。

(10) 犬猫以外の動物に含まれる品種等に含まれる品種等

【その他の哺乳類】に含まれる品種等

帳簿に記載している品種等を記入してください。  
※欄内に記入しきれない場合は、次の項目で品種等のリストを添付してください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了: 品種リスト.pdf 取消

上記項目で欄内に記入しきれない場合は、品種等のリストを添付してください。

犬猫以外の動物に含まれる品種等について、欄内に記入しきれない場合は、リストのデータ添付が可能です。

申請の完了

動物販売業者等定期報告の届出

申請を受け付けました。  
順番に申請内容を確認するため、確認までしばらくお待ちください。  
なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認ください。

お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。

申込番号

12345678

申請内容の確認後「申請する」ボタンを押すと、申請が完了し、申込番号が表示されます。

⑤申込完了後、登録アドレスあてに、申請受付メールが送付されます。

### 3 注意事項

- (1) 電子申請・届出システムでの申請の場合、定期報告届出書の内容をシステム上で入力する必要があります。様式の添付等での提出はできません。
- (2) 申請受付後、所管課にて審査を行います。申請内容の不備や確認させていただきたい事項（年度当初数が前年度報告の年度末数と一致していない等）があった場合、区生活衛生課からご連絡します。申請内容は横浜市電子申請・届出システムのマイページ「申請履歴一覧」から確認できます。